

公共的団体に対する市有財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的団体に対する市有財産の貸付けに関し、函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号。）および函館市財産条例施行規則（昭和39年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする団体)

第2条 この要綱の対象とする団体は、国及び地方公共団体を除く公共または公益を目的とするすべての公共的団体とする。

(貸付けの対象財産)

第3条 貸付けの対象となる市有財産は行政財産および普通財産の土地、建物で、市の各種計画において利用計画のないものとする。

(貸付けの要件)

第4条 次の各号すべてに該当する場合に限り貸付けするものとする。

(1) 市有財産のうち普通財産の貸付けを受けようとする場合においては、貸付けを受けようとする公共的団体の資力等からみて、貸付けを受けようとする当該市有財産を購入することが困難と認められるとき。

(2) 市有財産の貸付けを受けて行う事業（以下「当該事業」という。）の目的が、市の施策に適合し、行政運営に資するものと認められるとき。

(貸付料)

第5条 貸付料は有償とする。ただし、次項および第3項に該当する場合は、この限りでない。

- 2 次の各号に該当する場合，貸付料を無償とすることができる。
 - (1) 当該事業が，市の事務事業を補佐または代行する事業で，市の指導監督を受けるものである場合。
 - (2) 当該事業の目的が，公共性，公益性が強く，前号に準ずるものとして市長が特に認めるもの。
- 3 当該事業の目的が，公共性，公益性を有し市の施策に適合し，市の行政運営に資するものと認められる場合，貸付料を減額することができる。
- 4 前項の減額の方法は別表による。

附 則

- 1 この要綱は平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際，現に有償にて貸付契約が締結されている市有財産の貸付料については，当該契約に定める貸付期間内においては，なお従前の例による。
- 3 「社会福祉法人に対する市有地の無償貸付けに関する要綱」（平成5年6月1日施行）は廃止する。
- 4 この要綱の施行の際，現に無償で貸付けている市有財産の貸付料に関しては当分の間従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年10月30日から施行する。

別表（要綱第5条関係）

区 分	減 額 率
<p>町会，社会福祉法人，特定非営利活動法人（NPO法人），これらに類する団体の施設（社会福祉法人については，社会福祉法第26条の収益事業に供する部分，およびNPO法人については，特定非営利活動促進法第5条の収益事業に供する部分を除く）</p>	<p>規則，別表第1に掲げる区分「土地」および「建物」の 76/100 を減額</p>
<p>上記以外のもの</p>	<p>規則，別表第1に掲げる区分「土地」および「建物」の 40/100 を減額</p>

○ 公共的団体とは，公共的な活動を営むすべての団体をいう。
（第2条 関係）

- (1) 設置について市の意思が関与（補助）しているもの
例）町会，NPO法人など
- (2) 市の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
例）社会福祉協議会，商工会など
- (3) 市の事業に大きく関与しているもの
例）観光協会，体育協会，文化団体など

※ 地方自治法第157条により，市が指揮監督できる団体でなくてはならない。